おいて主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するもの（以下「夜間中学」という。）に限る。）及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第六条の規定によって算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

［十八～三十一　略］　［略］

三十二　農家数　農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数　戸

三十三　公有以外の林野の面積　農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における民有林野（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野（この表中三十四に定める公有林野をいう。）を除く。）の面積　ヘクタール

三十四　公有林野の面積　農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積　ヘクタール

三十五　水産業者数　1　海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）によつて調査した平成三十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成三十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）の合計数とする。　人

［2　略］　［略］

［三十六～三十九　略］　［略］

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可　1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和二年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度　千円

おいて主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するもの（以下「夜間中学」という。）に限る。）及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第六条の規定によって算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

［十八～三十一　同上］　［同上］

三十二　農家数　農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における農家（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人を含む。）の数　戸

三十三　公有以外の林野の面積　農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における民有林野（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野（この表中三十四に定める林野をいう。以下同じ。）を除く。）の面積　ヘクタール

三十四　公有林野の面積　農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積　ヘクタール

三十五　水産業者数　1　海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）によつて調査した平成二十五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十五年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）の合計数とする。　人

［2　同上］　［同上］

［三十六～三十九　同上］　［同上］

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可　1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度　千円